令和5年1月18日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可 (令和5年1月18日 諮問第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(植村課長補佐、行徳係長)

電話:03-5253-5777

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

1 申請の概要

日本放送協会(以下「協会」という。)から、放送法(昭和25年法律第132号)第64条第3項の規定に基づき、日本放送協会 放送受信規約(以下「受信規約」という。)の変更の認可申請があった。

なお、当該認可申請は、NHK受信料制度等検討委員会の答申(令和4年10月5日)及び経営委員会による意見募集(令和4年10月12日から同年11月10日まで)の結果を踏まえて行われたものである。

1) 受信規約の変更内容及び理由

令和4年10月に受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備を含む改正放送法が施行され、あわせて、受信契約の条項に定める事項などを規定する総務省令が改正された。この法令の改正への対応に加え、支払手段の多様化等に対応するため、協会の放送受信規約について規定の整備を行うもの。

2)変更しようとする条項

別紙2 (新旧対照表) のとおり

3) 事業収支に及ぼす影響

(令和4年度)

支出額 約0.5億円

(支払手段の多様化への対応及び割増金請求のためのシステム改修費用)

※ 令和5年度収支予算への影響はなし。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

3 審査の結果

放送法第 64 条第3項が、受信規約の条項についてあらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないと規定している趣旨に鑑み、本件の審査に当たっては、

- ① 受信設備設置者に不当な不利益を課すものとなっていないか
- ② 協会に課された業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障が生じないか

という観点から、申請内容の適否についての審査を行った。

本件は、協会の外部有識者から構成される「NHK受信料制度等検討委員会」の答申(令和4年10月5日)及び国民・視聴者を対象とした意見募集(同月12日から同年11月10日まで)の結果を踏まえ認可申請されたものであり、また以下の理由から認可することが適当である。

改正案の内容	認可の理由
2条~5条	改正放送法第64条第3項第1号から第3号まで及び第5号に規定された事項に対応するた
改正放送法等への対応	めの改正。
	①受信設備設置者にとって契約手続・内容の予見性を高めるものであるため、受信設備設置
	者に不当な不利益を課すものではない。
	②受信料債権の発生時期や徴収額に変更が生じるものではないことから、協会の業務の円
	滑・確実な遂行の確保に支障を及ぼすものではない。
6条	継続振込による支払いを受信設備設置者が使用する決済アプリ上で行うことを可能とする
支払手段の多様化への対応	ため改正。
	①受信設備設置者にとって利便性を高めるものであるため、受信設備設置者にとって不当
	な不利益を課すものではない。
	②利便性の向上を通じて受信料の徴収の適正化につながりうるものであるため、協会の業
	務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障を及ぼすものではない。

10 7 10 7 0 0	
12条~12条の2	改正放送法第64条第2項第4号に規定されている割増金等に関する事項に対応するための
改正放送法等(割増金制度)への対応	改正。
	①受信設備設置者に帰責事由があることが前提になっていることや、個別の事情によって
	は協会の裁量で制裁が猶予される余地がある点で、受信設備設置者にとって不当に不利益
	を課すものとはなっていない。
	②割増金制度の適切な運用と抑止効果による受信料の支払率の向上が期待されるため、協
	会の業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障を及ぼすものではない。
7条・13条の2・附則1項	7条については修辞上の修正、
その他形式的な修正	13条の2については、個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第 57号)の改正に伴
	う個人情報保護関係告示の改正及びNHK個人情報保護方針の廃止に伴い形式的な修正を
	行うもの。
	附則1項については施行期日の修正。
	いずれも形式的な修正であり、①及び②の観点から支障はない。
附則5項~7項	割増金については、施行日である令和5年4月1日以降の不払い分の「2倍」とし、また正
割増金に関する経過措置	当な理由なく契約書を提出しない場合の期限を令和5年6月末までとする内容。
	①受信設備の設置の日に遡って適用される場合に比べると、制裁措置の適用要件や制裁の
	範囲が狭まることになるため、受信設備設置者にとって不当に不利益を課すものとはなっ
	ていない。
	②私人に不利益を及ぼす制裁措置が改正法の施行後から適用されることは法の一般原則と
	して通常であるため、協会の円滑かつ確実な遂行の確保に支障を及ぼすものとはいえない。